

平成20年3月6日

報道機関 各位

東北大学

研究費預け金問題調査報告の記者会見について

平成19年10月1日から12日まで実施された仙台国税局による税務調査において、物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引のある業者に作成させ、その書類に基づき大学側から支払われた代金を業者が預かり管理しているとの指摘がありました。これを受けて本学で全学的な調査等を行ったところです。

については、下記のとおり記者会見を開催しますので、お知らせいたします。

記

日時：平成20年3月6日（木） 午後4時から

場所：本部別館2階第三会議室  
仙台市青葉区片平二丁目1-1

出席者：庄子理事（研究・国際交流担当）  
北村副学長（総務・財務・新キャンパス担当）  
矢野電気通信研究所長、齋藤多元物質科学研究所長

（お問い合わせ先）

東北大学広報部

広報課長 志田 昌幸

電話 022-217-4815,4847

平成20年3月6日

国立大学法人東北大学

### 研究費預け金問題調査報告

本学では、平成19年10月1日から12日まで実施された仙台国税局による税務調査において、物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引のある業者に作成させ、その書類に基づき大学側から支払われた代金を業者が預かり管理しているとの指摘があった。これを受けて本学で全学的な調査を行った結果、4名の教員に係る、いわゆる「預け金」の実態が判明したことから、当該部局における予備調査を経て、学内に「研究費預け金問題調査委員会」を設置し、本件に係る調査を行った。

#### 1. 調査委員会

研究費預け金問題調査委員会は、庄子哲雄理事（研究担当）を委員長とする計7名で構成し、平成19年11月16日から平成20年2月15日まで調査を実施した。

#### 2. 調査結果

##### 預け金の総額等

研究費預け金問題調査委員会による調査の結果、下記のとおり業者へ預け金としている事実があった。

氏名	所属・職	年度	回数	総額
A	多元研 教授	H13～H18	47	19,173,942 円
B	多元研 教授	H16	1	387,062 円
C	多元研 准教授	H16～H17	5	2,546,072 円
D	通研 助教	H15～H18	13	3,067,804 円
合計			66	25,174,880 円

（多元研：多元物質科学研究所、通研：電気通信研究所）

##### 預け金の使途及び私的流用の有無

預け金の使途について調査した結果、いずれも教員の研究費などに充てられており、私的流用が行われた事実は認められなかった。なお、2名の教員は業者に預けたまま、未使用であった。

##### 旅費及び謝金の支払に伴う不適切な使用の有無

当該教員に係る旅費・謝金についても調査したが、いわゆるカラ出張、カラ謝金といった不適切な使用が行われた事実は認められなかった。

#### 3. 本学の研究費管理体制

これまでの管理体制は、事務職員による書面上の確認及び監査室による内部監査等であった。また、外部監査として会計監査人による監査も受けている。

なお、徹底した検収を実施するため、平成19年度に全部局に検収センターを整備したことにより、今後不正は行われないと判断する。

#### 4. 再発防止に向けての対応

研究費の適正使用に係る更なる職員の意識の啓発に努めるとともに、来年度から内部監査を充実強化し、また、会計監査人等による外部監査を強化するなど、管理体制の整備を図ることとする。

# 研究費預け金問題調査委員会

## 調査報告書

平成 20 年 3 月 5 日

## 研究費預け金問題に関する調査報告書目次

・ 経緯 .....	1
1 . 問題の端緒 .....	1
2 . 初期段階の対応 .....	1
( 1 ) 財務部による調査 .....	1
( 2 ) 部局調査委員会による調査 .....	1
( 3 ) 本調査委員会と当該部局との調査協力 .....	1
・ 調査の概要 .....	1
1 . 本調査委員会の設置等 .....	1
( 1 ) 本調査委員会設置の趣旨 .....	1
( 2 ) 本調査委員会の構成メンバー .....	2
( 3 ) 本調査委員会での内部的取り決め事項 .....	2
( 4 ) 実施した調査の概要 .....	2
2 . 調査の手順 .....	3
( 1 ) 予備調査結果の検討 .....	3
( 2 ) 関係者からの聴き取り調査のあり方・方針 .....	3
3 . 聴き取り調査の実施 .....	3
( 1 ) 実施時期等 .....	3
( 2 ) 聴き取り調査の概要 .....	3
・ 調査結果 .....	3
1 . 預け金の総額等 .....	3
2 . 預け金の使途及び私的流用の有無 .....	4
3 . 旅費及び謝金の支払に伴う不適切な使用の有無 .....	4
4 . 預け金を行うに至った経緯 .....	5
( 1 ) 多元研の場合 .....	5
( 2 ) 通研の場合 .....	6
・ 結論 .....	6
・ 問題点 .....	7

## ．経緯

### 1．問題の端緒

本件は、本学に対し仙台国税局による「消費税及び源泉徴収税に係る税務調査」が、平成19年10月1日から10月12日まで実施された際に、物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引のある業者に作成させ、その書類に基づき大学側から支払われた代金を業者が預かり管理しているとの指摘があったものである。

この税務調査において指摘されたのは多元物質科学研究所（以下「多元研」という。）に所属する一部の教員であった。

### 2．初期段階の対応

#### （1）財務部による調査

財務部では、仙台国税局の税務調査の指摘を受け、全学の教員を対象とした預け金に係る調査を実施するとともに、平成19年3月の取引実績が多かった50業者を対象として納品状況の調査を実施した。

その結果、多元研のほかに、電気通信研究所（以下「通研」という。）においても預け金のあることが判明した。

なお、それ以外の部局からは該当ない旨の回答であったこと、また多元研及び通研から預け金をしていた業者以外からは該当ない旨の回答を得た。

#### （2）部局調査委員会による調査

預け金のあった当該部局内にそれぞれ調査委員会を設置し、書面調査、該当教員への聴き取り調査及び預け金を行っていた業者への確認調査（以下「予備調査」という。）を実施した。

（部局調査委員会の設置月日・・・多元研 10月17日、通研 11月29日）

部局調査委員会において調査した結果、計4名の教員に係る預け金の事実があったとして、財務担当副学長へ報告がなされた。

#### （3）本調査委員会と当該部局との調査協力

後述する「研究費預け金問題調査委員会」（以下「本調査委員会」という。）の初期段階の対応としては、当該部局の予備調査の経過等を逐次把握し、調査の円滑な実施を図るため委員数名を担当とし、当該部局の協力を得て、追加調査の指示などを行ってきた。

## ．調査の概要

### 1．本調査委員会の設置等

#### （1）本調査委員会設置の趣旨

物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引業者に作成させ、その書類に基づき大学側に支払を行わせ、取引業者へ預け金としていることは、研究費の不適切な使用にあたる。

既に予備調査の段階で該当教員は預け金の事実を認めているものの、本学としてその事実関係を明確にし、他の経費についても不適切な使用がないかを調査することを目的として、本学のルール（「研究不正の防止に係る体制整備について」18年6月30日付け理事（研究担当）通知）に基づき、11月16日、財務担当の副学長と協議の上、監査室に本調査委員会を設置した。

#### （２）本調査委員会の構成メンバー

本調査委員会のメンバーは、機能的であるとともに、中立・公平性を確保することを目的として、研究担当理事、財務担当副学長及び監査室長の協議により、次のとおりとした。

所 属	氏 名	備 考
理事	庄子哲雄	委員長
副学長	野家啓一	副委員長
法学研究科教授	河上正二	
財務部長	齊藤広志	予備調査対応
研究協力課長	村岡利光	予備調査対応
産学連携課長	石田秀明	
監査室長	畠山一典	予備調査対応、庶務担当

#### （３）本調査委員会での内部的取り決め事項

- ・本学の研究不正の防止に係る体制整備に準拠しつつ、策定中の「研究費の不正使用への対応ガイドライン（案）」を参考に調査を進めること
- ・委員会構成員の守秘義務
- ・調査にあたっては先入観を持たず実施すること
- ・委員会は、事実関係の有無を調査・確認することに徹すること

#### （４）実施した調査の概要

本調査委員会においては、主として本件関係者に対する聴き取り調査を基本とし、予備調査結果の検討及び関連資料の閲覧により実施した。

実施時期及び委員会の開催は、平成19年11月16日から平成20年2月15日までの間に、聴き取り調査時の打合せも含め計11回開催した。

## 2. 調査の手順

### (1) 予備調査結果の検討

予備調査の結果、取引業者への預け金があったことは確認されたが、当該教員へ再度聴き取り調査を行い、経緯や用途などを明らかにすることとした。また、当該教員以外にも、当該教員に関係する教員等への聴き取り調査も実施することとした。

また、追加調査として、平成19年1～3月における当該教員に係る全取引業者への確認及び預け金を行った業者に対して預け金の使用に係る納品事実の確認を行うこととした。

### (2) 関係者からの聴き取り調査のあり方・方針

聴き取り調査の実施にあたっては、迅速な調査を進めるため、委員の出席が少人数でも進めるが、可能な限り出席することとした。

また、聴き取り調査の対象者は教員11名、その他4名とした。

## 3. 聴き取り調査の実施

### (1) 実施時期等

平成20年1月21日～1月29日にかけて15名に対して実施した。

### (2) 聴き取り調査の概要

預け金を行っていた4名についての主な調査事項は、経緯、用途、旅費・謝金の使用状況であり、他の関係者についての主な調査事項は、支払時の状況、預け金の認識などである。

## . 調査結果

### 1. 預け金の総額等

本調査委員会による聴き取り調査及び予備調査の結果、下記4名について、物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引業者に作成させ、その書類に基づき大学側に支払を行わせ、当該業者へ預け金としている事実があったと認められる。

氏名	所属・職	年度	回数	総額
A	多元研 教授	H13～H18	47	19,173,942円
B	多元研 教授	H16	1	387,062円
C	多元研 准教授	H16～H17	5	2,546,072円
D	通研 助教	H15～H18	13	3,067,804円
合計			66	25,174,880円

また、預け金を行っていた業者は、多元研1業者、通研5業者の計6業者であり、当該業者に対し預け金の額を確認したところ、本学で把握した金額と一致した。

## 2. 預け金の使途及び私的流用の有無

預け金の使途についての調査結果は以下のとおりで、いずれも当該教員の研究費あるいは施設の運営費に充てられており、私的流用が行われている事実は認められない。

多元研のA教授は、預け金によって研究に必要な備品や消耗品を購入していたが、私的流用はないと証言している。この証言について調査した結果、預け金によって購入した備品等の納品書は破棄されていたが、業者の帳簿に納品された物の記載があったこと。また、備品については現物確認を行い、帳簿記載の品名と一致したこと。業者に対する確認においても納品された物品は全て研究に必要なものであり、かつ現金の還流はなかったことから、預け金の使途については研究に必要な備品・消耗品の購入に充てられ、私的流用はなかったものと認められる。

多元研のB教授、C准教授については、業者に預けた金額がそのまま未使用であったことから、私的流用はなかったものと認められる。

通研のD助教は、施設を運営するための消耗品あるいは自身の研究に必要な消耗品を購入し、私的流用はないと証言している。この証言について調査した結果、預け金を取り崩す際に納品させた納品書が保管されており、業者側に確認した納品された物品及び使用額との矛盾はなかったことから、預け金の使途については施設の運営及び本人の研究に必要な消耗品の購入に充てられ、私的流用はなかったものと認められる。

なお、各教員の預け金の使用額及び残額は次のとおりである。

(平成19年12月末日現在)

氏名	預け金総額	使用額			残額
		備品	消耗品	計	
A	19,173,942	9,890,550	7,919,435	17,809,985	1,363,957
B	387,062	0	0	0	387,062
C	2,546,072	0	0	0	2,546,072
D	3,067,804	0	1,631,346	1,631,346	1,436,458
合計	25,174,880	9,890,550	9,550,781	19,441,331	5,733,549

## 3. 旅費及び謝金の支払に伴う不適切な使用の有無

預け金を行っていた4名の教員の研究費から支払われている、旅費と謝金について調査した結果、これら4名の教員に対する聴き取り調査において、いずれの教員も旅費、



謝金の不適切な使用はないと証言していること。また、書面調査においても不審な点がなかったこと。謝金受給者に対する聴き取り調査においても不適切な使用に繋がる証言が得られなかったことから、いずれもカラ出張、カラ謝金といった行為があったという事実は認められなかった。

#### 4. 預け金を行うに至った経緯

##### (1) 多元研の場合

###### A 教授

平成 13 年度より預け金を始めたが、きっかけは年度末までに適切に使いきれずゼロにしなければならないとの思いからであった。長年続けた理由は、一旦預けたお金を次の年に使うことにより、その年度の予算に残額が出るという関係が出来てしまい、不適切な使用であるとの認識はあったがその関係が 5,6 年続いていた。

取引のある業者に予算の残額について相談した際に、会社の経理上は問題ないといわれたことから、預け金とした。なお、当該業者以外には預け金を行っていなかった。

また、繰越制度があることは認識していなかった。

###### B 教授

平成 16 年度当時は部門組織に C 准教授と 2 人だけで、研究室の経理は C 准教授に任せていた。年度末の残額処理について、C 准教授から具体的な相談はなかったが、預け金で処理していたことは把握していた。執行の厳しい国からの経費を預け金などで処理することはいけないことと認識していたので、時期的に配分の遅い受託研究費の使用が後回しになり残額がでたことから預け金とした。

###### C 准教授

平成 16,17 年度の年度末にかなりの研究費（受託研究）がついたことに加え、法人化に伴って作業環境測定士の資格が必要になり、1 月後半から極めて多忙であったため、研究費の残額の把握ができず、結果的に伝票を処理する時間がなく、預け金は不適切な使用であるとの認識はあったものの、残金をゼロにしなければいけないという気持ちから預け金を行った。その際、教授への相談はしていなかった。

預け金を行った業者は、研究でよく使う消耗品を扱う業者であるため、当該業者に消耗品を納入させて預け金を取り崩すことが容易なので、こちらから預かってくれないかと依頼した。なお、当該業者以外には預け金は行っていない。

また、受託研究については研究期間の変更契約を行えば、翌年度に使用できることを、当時は知らなかった。

## (2) 通研の場合

D助教が所属する施設は研究のサポートを行っており、施設に配分される運営費のほかに、施設を利用する研究者から利用負担金の徴収あるいは消耗品の実費支弁を求めることによって運営する仕組みになっている。施設に設置されている装置が突発的に故障し、予定外の修理費がかかる場合もあることから、配分された運営費を修理費として確保しておくため、平成 15 年度から、一部の利用者から支払われる実費支弁を預け金として、その後施設で使用する消耗品の購入に充てていた。

施設を利用することによって生ずる利用料は、原則として学内予算の振替で利用負担金を徴収するが、予算振替のできない外部資金によって支払う場合は、実費支弁として、研究で使用した消耗品の代金を取引業者に直接支払うことも可能としている。実費支弁をする場合の支払までの流れは、施設側で業者から納品書、請求書を受け取って、支払をする利用者に送付するが、今回の件については、実際には納品されていない消耗品に係る架空の書類を業者に作成させ、実費支弁を希望している利用者に送付して直接業者に支払わせ、その代金を業者に「預け金」として保管させていた。なお、当該利用者は自らの研究費で支払ったものが預け金となったことは認識していなかった。

また、自身の研究費については、研究の遂行過程で設計変更の必要が生じ、年度内に試料作成の発注ができなかったことなど、不要不急の消耗品等の購入による予算消化を避けるために行っていた。

預け金を行った業者は、後々使用するであろう消耗品を扱っている業者に依頼していた。

## ・結論

仙台国税局による税務調査の指摘及び財務部による全学調査の結果のとおり、多元研 3 名及び通研 1 名、計 4 名の教員について、物品の納入事実がないにもかかわらず、架空の納品書・請求書を取引業者に作成させ、その書類に基づき大学側に支払を行わせ、当該業者への預け金としている事実があったと認められる。

よって、翌年度以降に使用する意図をもって預け金を行うことに直接的に関与した、A教授、C准教授（以上多元研）とD助教（通研）の3名及びB教授（多元研）については、研究費の経理をC准教授に任せていたとはいえ、預け金を行うことを黙認していたことなど、それぞれ責むべき事情がある。

## ．問題点

取引業者への預け金は、研究費の不適切な使用であり、決して行ってはならない行為であるが、本件の調査を通じて、このような処理の原因となるいくつかの問題点が見受けられた。

第一に、平成 19 年度以前は、消耗品の検収体制に不備があり、実質的には、事務担当者ではなく購入依頼者である教員本人が納品を確認しており、預け金を防止するのに十分な牽制体制が確立していなかったこと。

第二に、繰越制度や受託研究の変更契約により研究期間の延長が可能であることなど、年度をまたいだ研究費の使用方法に係る周知については、全学的な説明会や各種通知及び部局教授会等の様々な機会を利用し徹底する努力は行っているものの、個々の教員に十分理解されていない状況であったこと。

第三に、法人化当初の問題であったとはいえ、受託研究契約の締結が遅れたことに伴い 12 月や 1 月に予算配分が行われるなど、適切な執行が困難な状況にあったこと。また、このような状況であっても、契約締結後であれば本学の納付前執行制度の活用により、研究の早期着手が可能であることが十分理解されていない状況であったこと。

したがって、再発防止に向けては、平成 19 年度に整備された検収センターにおける現物確認の徹底とあわせて、教員自身が研究費に係る制度や手続等に関する基礎的な知識を持つように努め、制度等への理解不足による不適切な使用を防止することはもとより、各部局等の事務担当者が予算の執行状況を常時モニタリングし、執行状況が思わしくない教員と緊密に連絡を取って繰越制度の利用など適切な対応に努めるとともに、受託研究契約を締結した際に研究の早期着手が可能となるように、納付前執行制度の活用など新たな制度の導入について説明会により教員への周知徹底を図るとともに、適時理解度等のモニタリングを実施する等の具体的改善策の策定が大学に求められる。

以上

## 研究費預け金問題に対する「総長コメント」

このたびの不祥事は、研究費の適正な管理が求められているときに社会的信用を損なう結果となり、誠に遺憾であります。

これまでに研究費の適正な管理を行うよう様々な方法で職員への周知徹底を図ってきたところでありますが、このような事態を招きましたことは大変残念であります。

関係した職員には、学内規則の定めるところにより、厳正に処分する予定であります。

なお、今後とも研究費の不正使用の再発防止に向けまして、学内規則等の周知徹底を図るとともに、その管理体制の強化を図る所存であります。

平成20年3月6日

国立大学法人東北大学 総長 井上明久